

瀬戸市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、瀬戸市会計規則第7条の3第2項の規定により告示する。

令和4年7月1日

瀬戸市長 伊藤保徳

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

三菱UFJニコス株式会社

東京都文京区本郷三丁目33番5号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

(1) 保育料

(2) 市営住宅家賃、春雨墓苑環境整備料等の公の施設の使用料及び宮前地下街店舗使用料、道路等占用料並びに瀬戸市財産条例（昭和39年瀬戸市条例第12号）第10条の規定による行政財産の目的外使用に係る使用料

(3) し尿処理手数料、瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）別表に規定する手数料及び図書館資料複写手数料

(4) 瀬戸市公有財産事務取扱規則（昭和42年瀬戸市規則第21号）第22条の規定による普通財産の貸付料及び貸付金の元利償還金

(5) 介護保険料（普通徴収に限る。）

(6) 後期高齢者医療保険料（普通徴収に限る。）

3 指定納付受託者を指定した日

令和4年7月1日